

噴火時等における具体的な防災対応(岐阜県)

- ・噴火警戒レベル毎の登山道等の規制、施設の閉鎖、登山者等の避難について、次のとおりとする。
- ・岐阜県、白川村、高山市、郡上市の体制については、石川県側と同様に、レベル4以上で災害対策本部体制とする。

レベル	岐阜県・白川村				登山道・道路規制		施設の閉鎖	登山者対応	住民避難
	岐阜県	白川村	高山市	郡上市	規制実施主体	規制箇所			
1	【通常体制】	【通常体制】	【通常体制】	【通常体制】	規制なし		規制なし	・必要に応じて火山情報の提供	住民避難なし
2	【準備体制】 ○本庁:危機管理部職員等 ○飛騨県事務所:防災担当	【準備体制】 ○役場:総務課職員等	【準備体制】 ○危機管理室:全職員 ○荘川支所:全職員 ○各部局:動員計画に基づく職員	【準備体制】 ○総務課:担当職員	(登山道) ・白川村 ・郡上市(県道) ・高山土木事務所	・大白川登山口	規制なし	・規制箇所内の登山者の避難誘導 ・規制箇所での立入禁止 ・登山口等での規制周知	
3	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部 ○火山災害警戒本部飛騨支部 ○現地警戒本部(各部から必要な要員招集)	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部(各部から所要の要員招集)	【警戒体制】 ○危機管理室:全職員 ○荘川支所:全職員 ○各部局:動員計画に基づく職員	【警戒体制】 ○総務課:担当職員 ○白鳥振興事務所:担当職員		・県道451号(全線)	・白水湖畔ロッジ ・大白川野営場		
3 (拡大)						・野谷荘司山 ・石徹白の大杉	-		
4	【非常体制】 ○災害対策本部 ○災害対策本部飛騨支部 ○現地災害対策本部(全庁体制)	【非常体制】 ○火山災害対策本部(全職員体制)	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置(荘川支所全員体制)	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害対策白鳥支部設置	(国道) ・高山警察署 ・高山土木事務所	・国道156号(荘川町牧戸～白川村荻町)	-	-	白川村の平瀬・長瀬(稗田除く)・保木脇地区に避難準備情報発令
5							-	-	白川村の平瀬・長瀬(稗田除く)・保木脇地区に避難勧告又は避難指示発令

登山道の規制

噴火警戒レベルに応じ、次の点に留意し、規制を実施

- ・登山者の安全確保のため、登山口、登山分岐点など登山者にとってわかりやすい箇所において規制を実施
- ・観光ポイント(名所や眺望・景観が良い箇所等)、登山道の周遊性を確保できるよう規制箇所を設定

※レベル1の状態においても、地震活動の高まり等を確認した場合においては、注意喚起や想定火口域内(の一部)への立ち入りを規制することがある。

※レベル2以上においては、火山性地震による落石等を考慮するなどにより、状況に応じてあらかじめ定めた範囲を超えて登山道、道路の通行規制を実施する場合もある。